

定年制の見直しについて

8月29日「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」改正案が参議院で可決されました。
施行は、平成25年4月からとなります。

●「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」の歴史

この法律は、昭和61年に制定され、60歳定年を努力義務としていました。

最終的には平成6年に60歳未満の定年年齢を無効とする現制度が確立し、平成10年4月施行されました。

そして、平成18年改正では、60歳定年を定めている事業所は、

1. 65歳までの継続雇用の段階的引き上げ、
2. 定年年齢の65歳までの引き上げ、
3. 定年制の廃止

のいずれかを導入することが決められました。

●今回の改正で変わることは？

今回の改正では、この継続雇用対象者を基準により限定できる「選別規定」が廃止され、来年4月からは61歳まで、以降3年ごとに1歳ずつ引き上げ、2025年4月には原則希望者全員の雇用が義務付けられることになりました。

また、国からの指導や助言に従わない企業名の公表する規定も設けられました。

しかし、全く基準をなくしてしまうということではなく、厚生労働省では、勤務態度や健康状態が著しく悪い人を対象外にできる指針を作成する方針です。



社会保険労務士法人 西尾事務所

無断転載はお断りいたします。